

社会保険等未加入対策に係る手続きについて

三芳水道企業団では、当企業団発注工事において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策を実施します。

社会保険等未加入業者とは、社会保険等の次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を言います。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

1. 対象工事

平成29年7月1日以降に公告、指名通知を行う全ての工事から適用

2. 実施内容（千葉県に準ずる）※建設業許可業者が対象です

○元請業者について

- (1) 工事の入札について、社会保険等未加入業者の参加を認めないこととします。
- (2) 平成29年7月1日より、建設工事の入札参加資格審査申請において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けないこととします。

○一次下請業者について

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止し、建設工事請負契約約款において規定します。なお、対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者です。
- (2) 未加入業者であっても、その業者が施工しないと工事に支障が出るなど特別の事情がある場合、下請契約をすることができます。ただし、一定期間内に加入手続きを行う必要があります。
- (3) 上記(1)に違反していることが判明した場合は、元請業者に対しての指名停止措置等、及び千葉県建設工事検査要綱に準じ、工事成績評定点の減点を検討します。また、業者が保険に未加入であることを建設業許可権者へ報告します。

3. 社会保険等加入状況の確認方法

○元請業者 …「経営事項審査結果通知書」の各保険加入の有無の欄で確認します。

○下請け業者…施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

4. 社会保険等未加入状況報告書について（一次下請業者）

社会保険等の未加入が判明した場合は、元請業者から「社会保険等未加入状況報告書」を提出していただきます。